

みどり市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

- 第1条 社会福祉法人 みどり市社会福祉協議会 が開設する居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。
- (1) 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
 - (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
 - (3) 利用者の意志及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
- 2 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 みどり市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所
 - (2) 所在地 群馬県みどり市大間々町大間々1511番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者（居宅介護支援事業所の介護支援専門員兼務） 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び職務の管理を一元的に行う。
 - (2) 介護支援専門員 2名（常勤2名、うち1名は管理者と兼務）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
 - (3) 事務職員 1名（常勤兼務職員）
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
 - (3) 電話等により、休日及び時間外も対応可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

- 第6条 居宅介護支援の内容は次のとおりとする。
- (1) 居宅サービス計画作成
 - (2) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
 - (3) 介護保険施設への紹介
 - (4) 利用者に対する相談援助業務
 - (5) 市町村委託による要介護認定調査業務

(6) その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 指定居宅支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、みどり市・桐生市・太田市・伊勢崎市の区域とする。

(事故発生時の対応)

第9条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

第10条 指定居宅介護支援の提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応する為に必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定居宅介護支援に関し、市町村が行なう文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係わる利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行なう調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、虐待防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、指定居宅介護支援の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第12条 事業所は、身体拘束を見つけた際にはしかなるべき機関に報告いたします。

(個人情報保護)

第13条 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの

提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとする。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

- 第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

- 第16条 事業所は介護支援専門員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後12ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
 - 2 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 3 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年 3月27日から施行する。
この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成19年12月 1日から施行する。
この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成21年 7月 1日から施行する。
この規程は、平成22年 6月14日から一部改正し施行する。
この規程は、平成22年 9月11日から一部改正し施行する。
この規程は、平成22年10月 1日から一部改正し施行する。
この規程は、平成25年 6月11日から一部改正し施行する。

この規程は、平成 25 年 7 月 26 日から一部改正し施行する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。
この規程は、平成 26 年 8 月 27 日から一部改正し施行する。
この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から一部改正し施行する。
この規程は、平成 28 年 10 月 19 日から一部改正し施行する。
この規程は、平成 29 年 11 月 23 日から一部改正し施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。
この規程は、令和 4 年 11 月 1 日から一部改正し施行する。
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。